

エコマーク商品類型の見直しに係る意見募集について
(2011年度 募集要項)

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 意見募集の目的・概要

エコマークでは、今後、有効期限のおよそ2年前を迎えた商品類型について、見直しの方針に係る意見を広く一般より募集し、これをもとに有効期限を迎える商品類型（認定基準）の見直しを的確に行っていきます。

つきましては、今年度は現行の商品類型のうち2015年2月までに有効期限を迎える3の商品類型（認定基準）について、2011年11月より、その見直しに関する意見を募集します。

2. 意見募集の対象

- (1) 現行の商品類型のうち2015年2月までに有効期限を迎える表1に示す商品類型（認定基準）が対象です。表1の「見直しの方針（案）」欄に記載の方針は、ご意見の提出に当たっての参考として、現在、事務局が考えている見直し方針の案を示したものです。

表1 今回意見募集を行う見直し対象の商品類型一覧と見直し方針(案)

類型番号	商品類型名	有効期限日	延長期間	見直しの方針(案)
117	複写機 Version2	2014年4月30日	3年	有効期限延長
122	プリンタ Version2	2014年4月30日	3年	部分改定の上、有効期限延長
142	インクカートリッジ Version1	2015年2月28日	5年	部分改定の上、有効期限延長

*No. 117、122については、海外の環境ラベルとの相互認証の実施とブルーエンジェル等の見直しの動向を確認する必要があるため、3年間の有効期限延長としたい。

- (2) 商品類型の見直しは、表2に示す考え方にしたがって、①全面改定、②有効期限の延長（同時に部分的な改定を行う場合を含む）、③現行の有効期限をもって終了、の中から応募いただいた意見を踏まえ、エコマーク企画戦略委員会において総合的な検討の上、商品類型の見直し方針を決定します。

表2 見直しの考え方

①全面改定	以下に該当すると判断される商品類型は、全面的な改定を行う。 ○基準値の引き上げなど基準内容のレベルを上げることにより、持続可能な社会への貢献が大きい ○科学的知見の向上、社会的情勢の変化により、解決すべき新たな環境問題が発生したため、既存の商品類型にはなかった基準を盛り込む必要がある ○商品類型を設定する目的、コンセプトを大幅に見直す必要がある ○消費者、事業者、中立機関の専門家や有識者などからの大幅な改定のニーズがある
②有効期限の延長	現行の認定基準を維持し、さらなる普及、推進をはかっていく必要があると判断される商品類型は、有効期限の延長を行う（同時に部分的な改定を行う場合を含む）。この有効期限の延長は最大5年までとする（再延長を妨げない）。
③現行の有効期限をもって終了	以下に該当すると判断される商品類型は、現行の有効期限をもって終了する。 ○関係者の指摘などにより、認定基準設定が不相当と判断された場合 ○エコマークで商品類型の対象とする意義がなくなった場合

※エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程 III商品類型見直しの方針
 → http://www.ecomark.jp/pdf/r_guide.pdf

3. 意見の提出方法等

(1) 意見の提出方法

1) 所定の書式「エコマーク商品類型の見直しに係る意見書（様式5）」を使用し、各欄に記入して下さい。様式は、エコマークホームページからダウンロードできます。

「エコマーク商品類型の見直しに係る意見書（様式5）」→http://www.ecomark.jp/word/ys5_2011.doc

- (1) 意見を提出いただく商品類型毎に意見書を作成ください（一件一葉を原則とします）。
- (2) 前頁表1の「見直し方針（案）」欄に記載の事務局案を参考に、①全面改定、②有効期限の延長、③現行の有効期限をもって終了から選択し、その数字の該当欄をチェックしてください。②の延長を提案される場合で、同時に部分的な改定を要望される時は、改定を希望する各基準項目についてご意見をお寄せください。
- (3) (2)での判断の理由等をお示しください。

2) 必要に応じて補足資料などを添付してください。

3) 封書で(2)②に記載の提出先まで郵送、または電子メールによりご提出ください。封書の場合は封筒に「見直しへの意見」と朱記いただくようお願いいたします。また、電子メールの場合は、件名に「見直しへの意見」を加えて下さい。

※ご提案内容を含む今回の募集を通じてエコマーク事務局が得た情報は、エコマーク事業の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩することはありません。

(2) 意見の提出期限及び提出先

①募集期間

受付開始：2011年12月22日（木）

受付締切：2012年1月20日（金） ※当日消印有効

②問い合わせ先ならびに提出先

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階

TEL：03-5643-6253 FAX：03-5643-6257 E-mail：ecomark@japan.email.ne.jp